税金などの特別徴収

平成二十九年度の住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の仮徴収額を、四月、六月、八月に支給される公的年金から天引き（特別徴収）します。対象となる方(世帯)は左表のとおりです。

▼問合せ 税務課課税係 ☎28・2434 保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917 保険課高齢者・介護係 ☎28・0100

●特別徴収（仮徴収）対象者

①平成29年２月に特別徴収（年金からの天引き）で納めている方（世帯）

平成29年２月に特別徴収として年金から天引きされた税額および保険料額と同じ額を、特別徴収（仮徴収）として４月、６月、８月の年金から天引きします。ただし、住民税については、今年度から原則として平成28年度に年金から天引きされた年税額の半額を、４月、６月、８月の３回に分けて天引きします。

※平成29年４月から平成30年３月までの間に世帯主が75歳になる世帯の国民健康保険税については、納付方法が特別徴収から普通徴収（納付書または口座振替で納付）に変わります。

※通知書は、日本年金機構が発送する年金振込通知書をもって代えさせていただきます。（後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、平成29年２月に特別徴収した保険料額と、６月、８月に年金から天引きする保険料額が異なる場合は、別途通知します。）

②平成29年４月から８月までの間に、新たに特別徴収（仮徴収）の対象になる方（世帯）

住民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
新たに特別徴収（仮徴収）の対象になる方はいません。	①世帯主が国民健康保険の被保険者の世帯 ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で構成された世帯 ③世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の２分の１を超えない世帯	①平成29年２月１日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料が介護保険料と合わせて、年金額の２分の１を超えない方	①平成29年２月２日までに65歳以上になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上の方
▶問合せ 税務課課税係 ☎28・2434	▶問合せ 保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917	▶問合せ 保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917	▶問合せ 保険課高齢者・介護係 ☎28・0100

※対象の方（世帯）には、仮徴収額決定通知書を送付します。
※上記の条件に該当していても対象にならない場合があります。詳しくは各担当までお問い合わせください。

国民年金学生納付特例制度

学生の方で国民年金保険料を納めることが困難なときは、学生納付特例の申請ができます。申請が承認された場合は、保険料の納付が猶予され、申請年度から十年間は支払いが可能になります。ただし、所得制限があるため、承認されない場合もあります。

平成二十八年度に学生納付特例を承認された方で、平成二十九年度も同じ学校に在籍する方には、四月初旬から順次日本年金機構より、「学生納付特例申請書（ハガキ）」が郵送されます。必要事項を記入し返送することにより学生納付特例の申請ができます。

▼申請に必要なもの
▽年金手帳・学生証か学生証の写し（両面）▽代理人が申請する場合は、印鑑、本人確認書類（運転免許証等）

▼問合せ 住民課住民・年金係 ☎28・0966

今年度の国民年金保険料

国民年金保険料は、毎年度、物価や賃金の伸びに合わせて調整されます。平成二十九年度の保険料は月額一万六千四百九十円です。納付方法は、納付書支払い、口座振替、クレジットカード支払いから選択できます**▼納付書支払い** 銀行、農協、信用金庫などの他にコンビニエンスストアで納付できます**▼口座振替** 金融機関などで手続を行なってください。なお、口座振替で毎月の保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと月額五十円の割引になります**▼クレジットカード支払い** 年金手帳、クレジットカード、印鑑を持参の上、年金事務所で手続を行ってください。

保険料は一年分か半年分を一括して納付すると割引があります。また、口座振替では二年分を一括して納付する二年前納の制度もあります。

口座振替・クレジットカードの申込みをされた方は、引き落とし開始時期にご注意ください。詳しくは、金融機関・クレジットカード会社にお問い合わせください**▼問合せ** 名古屋西年金事務所 ☎052・524・6855、住民課住民・年金係 ☎28・0966

イベント広場のご案内

商工会館西側のイベント広場は、地元商店、地域の活性化を目的とした施設です。フリーマーケットや子ども会の行事をはじめとした各種団体の行事に活用いただけます。料金は無料です。

利用を希望する方は、利用しようとする日の一年前から前日までに役場二階六番窓口地域振興課にお申し込みください**▼問合せ** 地域振興課地域振興係 ☎28・2463